

令和3年第4回中津川市議会(定例会)

議員提出議案

令和3年9月22日

議第93号

中国政府による新疆ウイグル自治区等における深刻な人権侵害等に対し非難及び抗議することを求める意見書について

中国政府による新疆ウイグル自治区等における深刻な人権侵害等に対し非難及び抗議することを求める意見書を提出するため、次のとおり決議する。

令和3年9月22日提出

提出者	中津川市議会議員	榎松直子
賛成者	中津川市議会議員	島崎保人
賛成者	中津川市議会議員	鷹見信義
賛成者	中津川市議会議員	田口文数
賛成者	中津川市議会議員	柘植貴敏
賛成者	中津川市議会議員	吉村孝志
賛成者	中津川市議会議員	長谷川透

中国政府による新疆ウイグル自治区等における深刻な人権侵害等に対し  
非難及び抗議することを求める意見書

近年、新疆ウイグル自治区、チベット、南モンゴル、香港等における中国政府による信教の自由への侵害や大規模な恣意的拘留をはじめとする深刻な人権侵害が引き起こされ、国際社会に大きな衝撃を与えている。

この事態に対し、弾圧を受けている人々からは、国際社会に支援を求める多くの声が上がっており、それらの声に対する支援を打ち出す法整備を進める国も出てくるなど、国際社会においてもこれに応えようとする動きが広がっているところである。

日本政府においては、国際社会の共通認識として、それぞれの民族の文化・伝統・自治を尊重しつつ、自由・民主主義・法の支配といった基本的な価値観を踏まえ、中国政府の深刻な人権侵害に象徴される力による行為を国際社会に対する脅威と認識し、これらの行為を国際社会が納得するような形で直ちに中止するよう強く求める必要がある。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、中国政府による新疆ウイグル自治区等における深刻な人権侵害等の全容を把握するための調査を行うとともに、国際社会と連携し、中国政府による深刻な人権侵害等に対し、強く非難及び抗議することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

中津川市議会